

## JMRC 北海道 2009 年第 6 回運営委員会議事録

開催日時	2010年 3月22日 (月) 10:00~12:00
場 所	札幌市 伏古記念会館 2F おおぞら
出席者	中田 國井 佐藤 林 関根 西野 藤原 石川 永井 (記)
欠 席	宮本 森清 奥野 楨田 和泉 小笠原
出 張	なし
配付資料	別紙 1 : JMRC北海道 決算報告 (A4/枚) 別紙 2 : JMRC北海道互助会 決算報告 (A4/6枚) 別紙 3 : 2010年度JMRC北海道予算案 (A4/1枚) 別紙 4 : JMRC北海道の旅費に関する規定 (案) (A4/2枚)

### 1. 2009 年決算及び 2010 年予算 報告:事務局

道協総会資料と決算報告により内容を検討した。(別紙 1、別紙 2、別紙 3)  
予算案について修正を加えた。

#### (1) JAF サービスのスピード行事保険について

主催者の利益(金額と手続きの簡単さ)になることであるため、包括契約を続けることを決議した。

#### (2) 互助会決算について

互助会事務局の移転(2006年10月末)の際の引き継ぎの内容とその後の前事務局の出納処理に関わる ¥305,858- を「未受領金」として処理することとした。

### 2. その他

#### 2-1 旭川支部 報告:事務局

旭川支部の現況について報告し、対応を協議した。

- ・2009 年度中に支部総会が開かれておらず、2010 年度の人事も決まっていない。
- ・奥野支部長とは連絡が取りづらくなっている。
- ・2009 年度は副支部長として齋藤氏 (BAF) を承認しているため、対応を依頼する (4/10 を期限とする)
- ・上記期限までに対応ができない場合、緊急措置として旭川支部の会員には札

幌支部から連絡を取ることにする。

## 2 - 2 旅費規程 報告:藤原

改定案の提出があり、「6/1 実施」案を「4/1 実施」と変更して決議した。

(別紙 4)

尚、別紙の「旅費算出票(案)」は、「40km 以内は旅費なし」で計算されているが、改定案通り「30km 以内は旅費なし」となった。

## 2 - 3 総会の議長

藤原氏 (EZ0) とすることとした。

以上。

## J M R C 北 海 道 の 旅 費 に 関 す る 規 定 ( 案 )

### (目的)

第1条 J M R C 北海道の活動（用務）に際し、役員等に支給する旅費について本規定を定める。

### (旅費の種類及び定義)

#### 第2条

##### (1) 交通費

役員が用務遂行の為、会議（出張）等に従事した場合、居住地から移動に要した費用について交通費を支給する。

##### (2) 宿泊費

会議（出張）等が遠隔地または開催時刻等により必要と認められる場合は宿泊費を支給する。

##### (3) 日当

役員が会議（出張）等の出席に要した雑費に日当を支給する。

### (旅費支給の原則)

第3条 交通費は経路に従い、経済的、適正な交通手段による実費を支給する。ただし、自家用車による場合は、車賃として、別表1の金額で計算し支給する。

また、天災その他やむお得不い事情により通常の間路及び交通手段によることができなかつた場合は、実際に要した経路及び交通手段による実費を支給する。

### (旅費の額)

第4条 旅費の額は別表1のとおりとする。ただし、J R 運賃が改定された場合および現状の旅費の額がいちじるしく不公平であることが運営委員会により認められた場合については、第11条により旅費の額を改定することができる。

### (その他の費用)

第5条 出張中における用務に支出したその他の費用は、その実費を支給する。

### (旅費の精算)

第5条 出張等の場合で旅費の精算をするときは、事務局宛に旅費申請書により請求しなければならない。

### (部会等の旅費)

第7条 各部会開催等による部員（長）の旅費については本規定を運用する。

(講師の旅費等)

第8条 講習会(セミナー)開催による講師の旅費等の額は別表2のとおりとする。

(派遣役員の旅費等)

第9条 競技会等に各種役員として派遣する場合の旅費等の額は別表3のとおりとする。

(規定にない事項)

第10条 この規定に定めのない事項については、別途、運営委員会により決定する。

(規定の変更)

第11条 この規定の変更は運営委員会でおこない、出席者の三分の二以上で決議し、総会において報告する。

(規定の施行)

第12条 この規定は 2010年6月1日より施行する。

別表1

距離(片道)1km未満切上	区分	交通費	宿泊費(1日につき)	日当(1日につき)
<u>30km</u> 以内	—	—	—	¥2,000
<u>31km</u> 以上	車賃	1kmあたり <u>20円</u> で支給	道内 <u>¥8,000</u>	¥2,000
	その他	実費支給(旅費申請書)	道外 <u>¥10,000</u>	

※ 公認競技会等の日程に併せて開催される会議の場合で、当該競技会等のオフィシャル・エントラント・審査委員会等に属するものが出席するときの旅費支給額は、一律道内 ¥1,000 とする。

※ 車賃については、現行のJR線普通往復料金を基本として算定している。

※ 車賃対象キロ数については、一般道の利用により、起終点を各々の市町村役場として計算する。

別表2

講師の旅費等	旅費	講師料	車両代
	別表1の規定を適用	¥10,000	実費相当額

別表3

派遣役員の旅費等	旅費	書類作成費
	別表1の規定を適用	¥1,000

※ 合計支給額が¥10,000に満たない場合は¥10,000とする。

2006年1月1日 制定施行

2007年6月23日 改定施行

2010年6月1日 改定施行

※斜体(下線)部分変更



